

【お知らせ】

一般競争入札における入札参加資格及び資格確認時の提出書類について

本案件は、公平性、透明性、競争性をより高め、また、一層の公共工事の品質の確保を図るため、入札参加資格として、次の2点を定めた対象工事です。

※経営事項審査の改正に伴い、令和8年7月1日以降に入札公告を行う案件から、「社会保険等の加入（又は適用除外）に関する誓約書」の提出は不要となります。

入札参加資格及び資格確認時における提出書類について、ご注意くださいますようお願いいたします。

※その他の入札参加資格については、入札参加公告をご確認ください。

●資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加制限について

本市では、公正な入札の執行の観点等から、すべての建設工事に係る一般競争入札を対象に、入札参加資格に「入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。」を条件として定め、参加資格確認時には「資本関係又は人的関係確認書」の提出が必要となります。

●工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を受けている者への参加制限について

本市では、建設工事の契約の適正な履行を確保するため、これまで設計金額1億5千万円以上の工事に係る一般競争入札を対象に、「公告日から落札者決定までの期間に、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。」を条件として定め、参加資格確認時には、「入札参加停止措置に関する誓約書」の提出を求めてきましたが、令和2年7月以降はすべての建設工事に係る一般競争入札を対象とし、確認を行います。

問い合わせ先

さいたま市財政局契約管理部契約課
工事契約第1係

電話 048-829-1180

FAX 048-829-1986

一般競争入札における資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加制限の要件の見直しについて

本市では、公正な入札の執行の観点等から、建設工事の請負及び建設工事に伴う設計、調査、測量業務の委託契約に係る一般競争入札において、資本関係又は人的関係のある複数の者（以下「同族企業」という。）の同一入札への参加制限をしておりますが、より一層の公平性の確保のため、令和3年4月1日から、次のとおり、運用の見直しを行います。

1 「さいたま市資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加制限に関する運用基準（以下「運用基準」という。）」の改正について

運用基準の改正により、次のとおり一部見直します。

【人的関係】

- ・一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次の1から5に掲げる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (2) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (3) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (4) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4 組合の理事

5 その他業務を執行する者であって、1から4までに掲げる者に準ずる者

- ・一方の会社等の役員が他方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下、単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ・一方の会社等の管財人が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【その他】

- ・組合とその構成員が同一の入札に参加している場合

※ 同族企業が同一入札へ参加したことが判明した場合は、該当するすべての者の入札を無効とします。

※ _____：改正箇所

2 その他

この度の運用基準の見直しに併せ、「さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得」について、部分的な改正を行います。

※上記改正は、令和3年4月1日以降に入札公告を行う案件から適用します。

参考 『同族企業』とは

「同族企業」とは、同一入札に参加する複数の者（共同企業体にあつてはその構成員）の関係が次の（１）から（３）のいずれかに該当する場合とします。

※ 詳しくは運用基準をご覧ください。

（１）資本関係

次のア又はイのいずれかに該当する場合。

ア 子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等。以下「子会社等」という。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等。以下「親会社等」という。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（２）人的関係

次のア、イ又はウのいずれかに該当する場合。ただし、アは会社等の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第６条第１項又は民事再生法第６条第２項の規定により選任された管財人（以下、単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（３）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア 上記（１）又は（２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

イ 上記（１）及び（２）が複合して該当すると認められる場合

ウ 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合

※ 「役員」とは、

① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (2) 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (3) 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役
- (4) 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

② 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③ 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

④ 組合の理事

⑤ その他業務を執行する者であつて、①から④までに掲げる者に準ずる者をいいます。

同族企業同士の入札を無効とする例

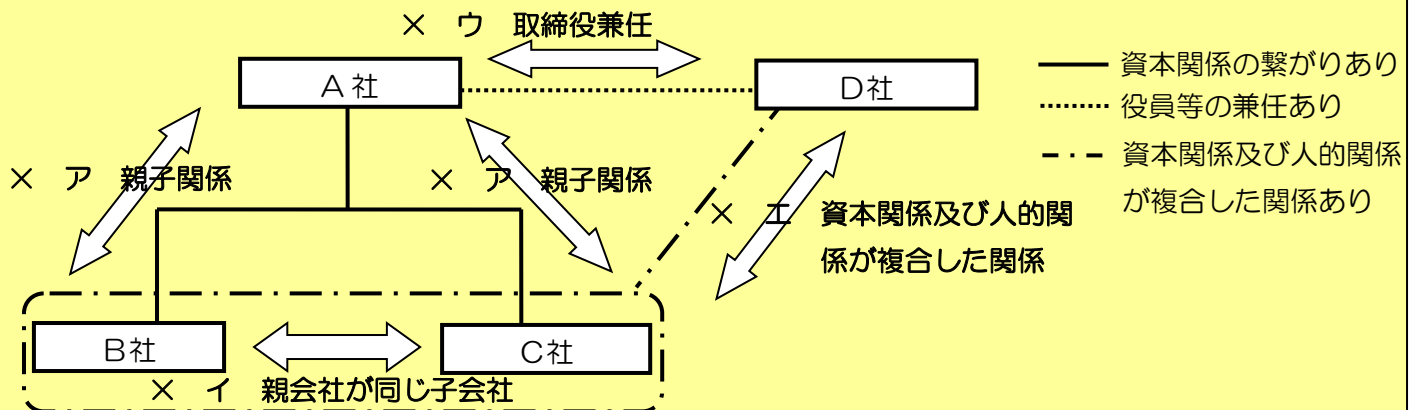
(1) 単体企業の場合

ア A社とB社(又はC社)は同族企業同士のため、A社とB社(又はC社)が同一入札に参加した場合、A社及びB社(又はC社)が行った入札は無効とする。

イ B社とC社は同族企業同士のため、B社とC社が同一入札に参加した場合、B社及びC社が行った入札は無効とする。

ウ A社とD社は同族企業同士のため、A社とD社が同一入札に参加した場合、A社及びD社が行った入札は無効とする。

エ D社とB社(又はC社)は同族企業同士のため、D社とB社(又はC社)が同一入札に参加した場合、D社及びB社(又はC社)が行った入札は無効とする。



(2) 共同企業体の場合

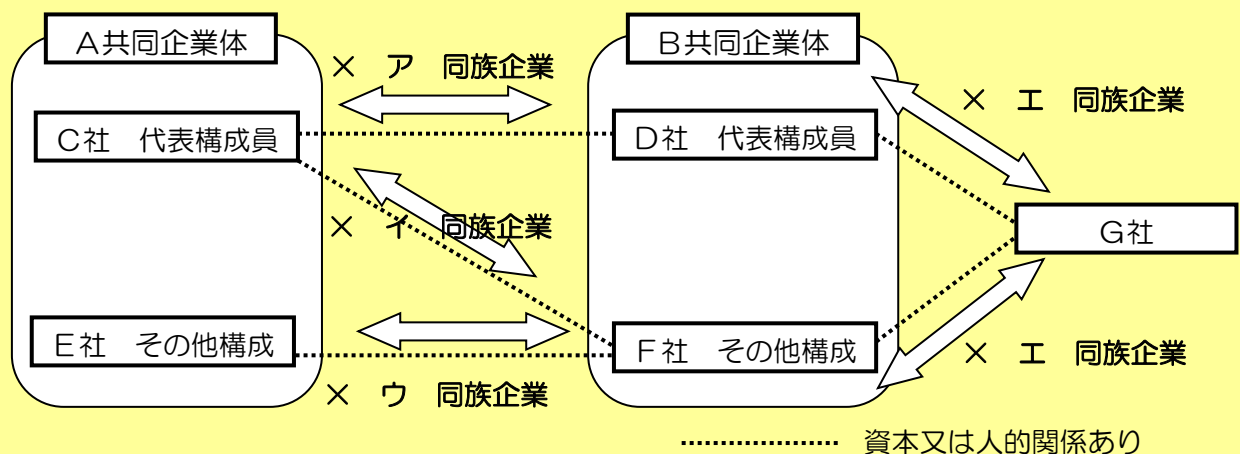
共同企業体の場合、他の企業体との構成員同士、又は共同企業体の構成員と他の単体企業が同族企業同士の場合は制限の対象となります。

ア C社とD社が同族企業同士でありA共同企業体とB共同企業体が同一入札に参加した場合、A共同企業体及びB共同企業体が行った入札は無効とする。

イ C社とF社が同族企業同士でありA共同企業体とB共同企業体が同一入札に参加した場合、A共同企業体とB共同企業体が行った入札は無効とする。

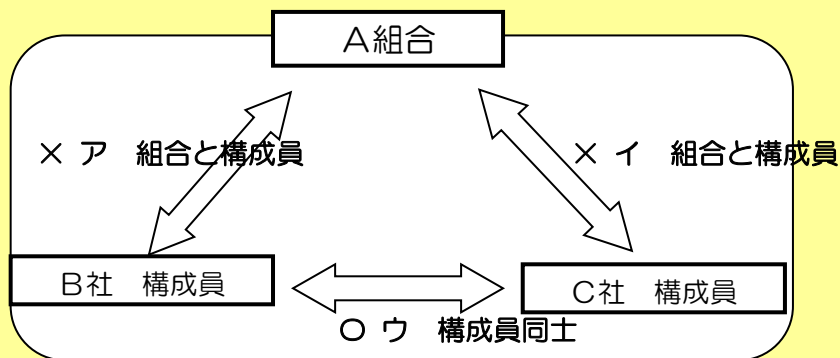
ウ E社とF社が同族企業同士でありA共同企業体とB共同企業体が同一入札に参加した場合、A共同企業体及びB共同企業体が行った入札は無効とする。

エ G社とD社(又はF社)が同族企業同士でありB共同企業体とG社が同一入札に参加した場合、B共同企業体及びG社が行った入札は無効とする。



(3) 組合とその構成員の場合

- ア A組合とB社は、組合とその構成員であるため、A組合とB社が同一入札に参加した場合、A組合及びB社が行った入札は無効とする。
- イ A組合とC社は、組合とその構成員であるため、A組合とC社が同一入札に参加した場合、A組合及びC社が行った入札は無効とする。
- ウ B社とC社は、A組合の構成員である。A組合は同一入札に参加せず、構成員同士のみが同一入札に参加した場合は、B社及びC社が行った入札は有効とする。



資本関係又は人的関係確認書

(あて先) さいたま市長

住 所 さいたま市〇〇区〇〇〇〇
商号又は名称 (株) 〇〇建設
代 表 者 代表取締役 〇〇 〇〇

※令和3年4月から押印は不要

当社は、下記工事の入札公告日から入札期間の末日までの間に、さいたま市競争入札参加資格者名簿に、「さいたま市資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加制限に関する運用基準」において同族企業同士と扱いを受ける者の有無については次のとおり相違ありません。

記

- 1 工事名 〇〇〇工事
2 公告日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
3 同族企業同士と扱いを受ける会社等の有無 有・無 (どちらかに○印)
※「有」に○を付けた者は下記の4、5又は6にその内容を記載すること。

4 資本関係で当社と「同族企業同士」と扱いを受ける会社等 (当社以外)

当社との関係	名称・商号	所 在 地	代表者名
親会社	(株)▽▽▽▽	〇〇市〇〇2-3-4	〇〇 〇〇

5 人的関係で当社と「同族企業同士」と扱いを受ける会社等 (当社以外)

当社の役員		兼任している会社名、役職		
役職	氏 名	名称・商号	所 在 地	役職
代表取締役	□□ □□	(株)△△△	〇〇市〇〇4-5-6	取締役

6 上記4又は5以外で当社と「同族企業同士」と扱いを受ける会社等 (当社以外)

当社との関係	名称・商号	所 在 地	代表者名
親会社との人的関係	(株)×××	〇〇市〇〇8-9	△△ △△

注意事項

- 1 上記4～6の記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加する。
2 この確認書の記入事項に虚偽があった場合には、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。
3 入札参加者が共同企業体の場合、この確認書は共同企業体の各構成員がそれぞれ提出すること。
4 さいたま市競争入札参加資格者名簿の切り替え時期に上記の判断期間が該当し、当該期間に新旧の名簿が存在する場合には新名簿に登録された内容により、記載すること。

【参考】

令和2年5月1日
さいたま市財政局契約管理部契約課

工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を受けている者への参加制限の運用の見直しについて

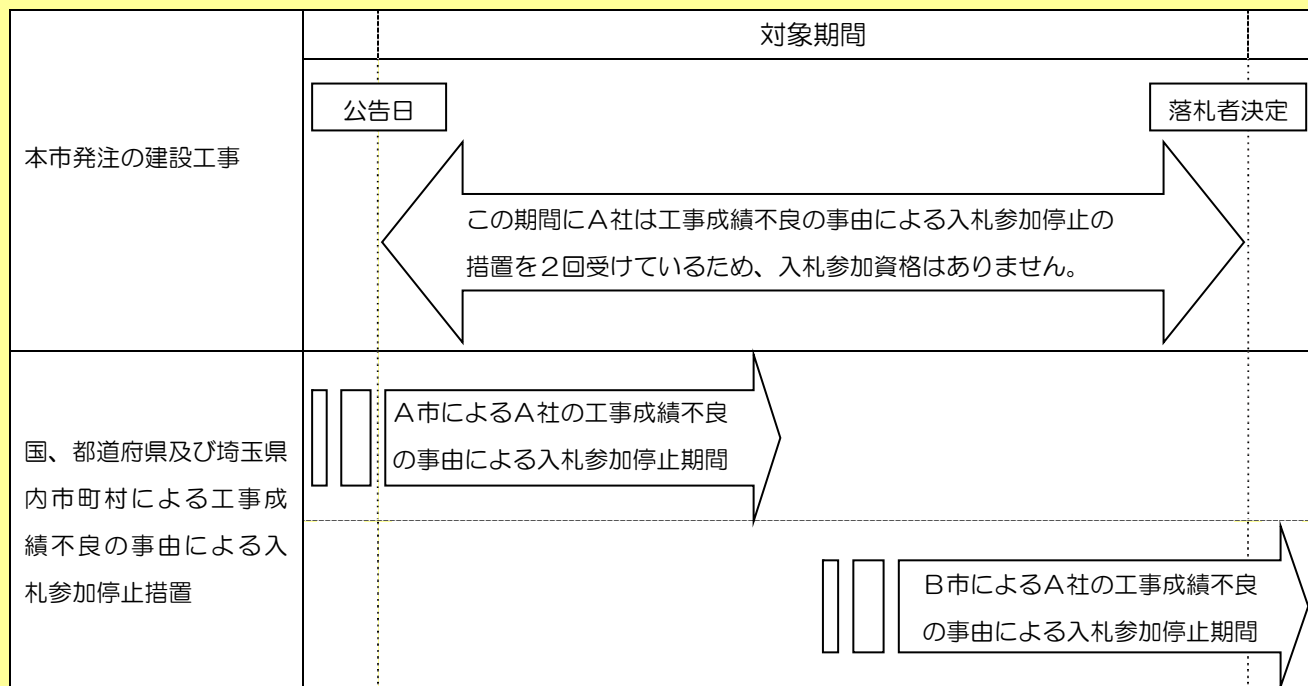
本市では、建設工事の契約の適正な履行を確保するため、平成28年4月1日から建設工事の請負契約に係る一般競争入札において、工事成績不良の事由による入札参加停止措置を受けた者への参加制限についての取り組みを行ってきたところですが、下記のとおり入札参加制限の運用を見直します。

1 入札参加制限の拡大

これまで、設計金額1億5千万円以上の建設工事の一般競争入札についてのみ対象としていた入札参加条件の「公告日から落札者決定までの期間に、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。」の明示、及び入札参加資格確認時の「入札参加停止措置に関する誓約書」の提出について、今後はすべての建設工事に係る一般競争入札を対象とし、確認を行います。

※ 工事成績不良の事由を含む警告の累積による入札参加停止措置も該当します。

2 入札を無効とする期間（例）



《記入例》

入札参加停止措置に関する誓約書

当社は下記工事の公告日から、本誓約書提出の日までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けている期間がないことを誓約します。

また、この誓約書の提出日から落札者決定までの間に、国、都道府県及び埼玉県内市町村から新たに工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を受け、入札参加停止の措置を2回以上受けている期間が生じた場合には、直ちに申し出ます。

記

- 1 工事名 ○○○工事
- 2 公告日 令和○○年○○月○○日

(あて先) さいたま市長

令和○○年○○月○○日

(事後審査型)落札候補者
(標準型)入札参加者

住 所 ○○市○○1-2-3

商号又は名称 (株)○○○○○○○

代 表 者 代表取締役 □□□ □□□

※令和3年4月から押印は不要

(注意1) この誓約書に虚偽があった場合、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。

(注意2) 入札参加者が共同企業体の場合、この誓約書は共同企業体の各構成員がそれぞれ提出すること。

(注意3) 工事成績不良の事由を含む警告の累積による入札参加停止措置も該当する。